

# ○熱海市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第39号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号。以下「県要綱」という。）に基づき、介護サービス提供体制整備促進事業を行う者に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、熱海市補助金等交付規則（昭和39年熱海市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助の対象者)

第2条 補助の対象者は、熱海市内に事務所又は事業所を有し、又は設置しようとする事業者であって、熱海市内で県要綱第2に規定する介護サービス提供体制整備促進事業を行う県要綱第1に規定するもの（以下「事業者」という。）とする。

## (補助の対象事業)

第3条 補助の対象事業（以下「補助事業」という。）は、県要綱別表1に定める事業とする。

## (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 県要綱別表2の1(2)の表に定める経費
- (2) 県要綱別表2の2(2)の表に定める経費
- (3) 県要綱別表2の3(2)の表に定める経費
- (4) 県要綱別表2の4(2)の表に定める経費

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、県要綱別表第2に定める額とする。

## (交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする事業者は、規則第4条第1項の規定にかかわらず、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めた書類については、省略することができる。

- (1) 交付申請一覧表（様式第2号）

- (2) 申請額算出内訳表（様式第3号）
- (3) 事業計画書（様式第4号）
- (4) 資金状況調べ（様式第5号）
- (5) 事業に関する収支予算書の抄本
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更を（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（当該事業費の額の10パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具その他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて、前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) この補助金に係る対象経費につき重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は

廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(8) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から当該補助事業が完了するまでの間は、寄附金等の資金(共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。)の提供を受けてはならないこと。

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(10) 補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が、前条第1号に規定する変更、中止又は廃止をしようとするときは、規則第6条第2項の規定にかかわらず、あらかじめ介護サービス提供体制整備促進事業計画変更承認申請書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 変更申請一覧表(様式第2号)

(2) 変更申請額算出内訳表(様式第3号)

(3) 変更事業計画書(様式第4号)

(4) 事業に関する変更収支予算書の抄本

(5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定するその他市長が指定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 精算額一覧表(様式第2号)

(2) 精算額内訳表(様式第3号)

(3) 事業実績書(様式第4号)

(4) 事業に関する収支決算(見込)書の抄本

(5) 工事契約金額報告書(様式第7号)(開設準備経費等事業に係るものにあつては、納品書等対象経費の詳細を証する書類)

(6) その他市長が必要と認める書類

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第10条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第6条の規定により交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 規則第12条の規定により実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 前号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（第1号又は前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第25号）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の熱海市地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年告示第79号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の熱海市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年告示第69号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の熱海市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年告示第105号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
電 話

年度において介護サービス提供体制整備促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請

(1) 金額 円  
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)  
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

様式第2号(第6条、第8条、第9条関係)

交付申請一覧表(変更申請一覧表、精算額一覧表)

(単位:円)

事業の区分	施設、物件等の名称	補助申請額・概算払の承認申請額
地域密着型サービス等整備助成事業		
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業		
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業		
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業		
計		

備考 変更申請一覧表の場合は、変更前の事項を上段に括弧書きし、変更後の事項を下段に記載してください。

様式第3号（第6条、第8条、第9条関係）

申請額算出内訳表（変更申請額算出内訳表、精算額内訳表）

事業の区分	対象経費の支出（予定）額 A	補助基準額					総事業費 G	寄附金その他の収入額 H	差引額 I = G - H	補助所要額 J
		基準単価 B	単位 C	基準額 D = B × C	加算額 E	加算後の基準額 F = D × E				
地域密着型サービス等整備助成事業										
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業										
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業										
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業										
計										

備考

- 1 J欄には、A欄、D欄（加算額がある場合はF欄）及びI欄を比較して、いずれか少ない額を区分ごとに記載してください。
- 2 変更申請額算出内訳表の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載してください。

様式第4号（第6条、第8条、第9条関係）

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

1 事業の内容

(1) 事業名（区分）及び市計画名
(2) 事業内容等 ア 目的  イ 必要性  ウ 期待される効果  エ 内容
(3) 事業実施方法等 ア 実施体制  イ 実施期間  ウ 予算措置の状況

2 事業完了（予定）年月日

年 月 日

3 その他

備考

- 1 事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）は、対象施設ごとに作成してください。
- 2 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載してください。

様式第5号 (第6条関係)

資金状況調べ

単位：円

区分 月別	収入				支出				差引残高
				計				計	
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

備考 未経過の月分については、見込額を計上してください。

様式第6号（第8条関係）

介護サービス提供体制整備促進事業計画変更承認申請書

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた介護サービス提供体制整備促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容 別添変更事業計画書のとおり

3 補助金所要額

(1) 前回までの交付決定金額 円

(2) 今回変更承認申請額 円

(3) 差引増減金額 円

様式第7号（第9条関係）

工事契約金額報告書

年 月 日

熱海市長 あて

名 称  
代表者氏名  
(施工業者)  
名 称  
代表者氏名

発注者（委託者） と請負者（受託者） は、 工事に係る  
工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し、施工したことを報告します。

	契約年月日	金 額
当初 工事請負契約	年 月 日	金 円
変更契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

様式第8号（第10条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

熱海市長 あて

報告者 所在地  
名称  
代表者氏名  
電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた介護サービス提供体制整備促進事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、熱海市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金の確定額（年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
円
- 3 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等  
円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等  
円
- 5 補助金返還相当額（4の額から3の額を差し引いた額）  
円

様式第1号（第6条関係）

（平28告示25・令3告示105・一部改正）

様式第2号（第6条、第8条、第9条関係）

（令3告示105・全改）

様式第3号（第6条、第8条、第9条関係）

（令3告示105・全改）

様式第4号（第6条、第8条、第9条関係）

（平28告示25・旧様式第2号繰下・一部改正、令3告示105・一部改正）

様式第5号（第6条関係）

（平28告示25・追加、令3告示105・一部改正）

様式第6号（第8条関係）

（平28告示25・旧様式第3号繰下・一部改正、令3告示105・旧様式第7号繰上・一部改正）

様式第7号（第9条関係）

（平28告示25・追加、令3告示105・旧様式第8号繰上・一部改正）

様式第8号（第10条関係）

（平28告示25・旧様式第4号繰下・一部改正、令3告示105・旧様式第9号繰上・一部改正）